

指定居宅介護支援重要事項説明書

1 事業者(法人)の概要

事業者名	株式会社 みとも商会
代表者(役職・氏名)	代表取締役 竹内 真知子
所在地	東京都羽村市五ノ神1-8-5
連絡先	TEL : 042-555-2275 FAX : 042-555-3384

2 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	みとも居宅介護支援事業所
所在地	羽村市五ノ神1-8-5
連絡先	TEL : 042-555-3500 FAX : 042-555-3501
指定事業所番号	1375300538
サービスを提供する地域	羽村市・瑞穂市・福生市・青梅市・あきる野市・奥多摩町 *上記以外のお住いの方に関してはご相談下さい。

(2) 当事業所の職員体制

職名	資格	人数	業務内容
管理者	主任介護支援専門員	常勤 1名	事業の総括
介護支援専門員	介護支援専門員 管理者兼務	常勤 1名以上 常勤 1名	サービス計画・管理

(3) サービスの営業時間帯

平 日	午前 8時30分 ~ 午後 5時30分
休 業 日	土、日、祝日、年末・年始、12月30日～1月3日 の期間

3 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたって援助を行つ。

(2) 運営の方針

①事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

②事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) サービス利用のために

事 項	備 考
介護支援専門員	お申込み後、当事業所の職員がお伺いいたします。 また、担当変更を希望される方はお申し出ください。 他事業所の紹介にも応じます。
調査(課題把握)の方法	適切なアセスメント方式。
介護支援専門員の研修の実施	定期的に研修を実施します。

(4) サービスの終了

①当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますがその場合は、終了1か月前までに通知するとともに、他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

②自動終了：以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

△ お客様が介護保険施設等に入所した場合。

△) 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援と認定された場合、包括支援センターの担当に変更になります。

△) お客様が亡くなられた場合。

△) お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して暴言・暴力・ハラスメント行為等により健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

4 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービスを利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者宅を訪問して面談を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を援助します。利用者が希望する場合、申請の代行をします。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や介護保険施設等の入所を希望した場合、それに関する情報を提供します。

5 オンラインモニタリングについて

(1)利用者の同意を得ます。

△)アセス担当者会議等での主治医、担当者等の合意を得ます。

2月に1回は利用者宅を訪問します。

(3)利用者がテレビ電話装置を介して意思疎通ができるること(家族のサポートがある場合も含む)を確認します。

(4)テレビ電話装置を活用したモニタリングでは収集できない状況について、他のサービス事業者との連携により情報を収集します。

6 利用料金

(1)利用料：要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。別紙にて利用料金表をご参照ください。

(2)交通費：前項2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費をご負担していただることになります。自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から1キロメートル増すごとに100円を追加します。

7 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 管理者
連絡先 TEL : 042-555-3500 FAX : 042-555-3501

受付日 月曜から金曜日（ただし、12月30日～1月3日を除く）

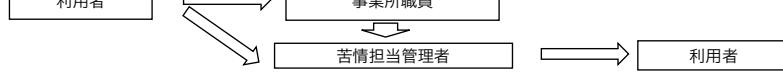
受付時間 午前8時30分～午後5時30分

(1) 苦情処理体制

①苦情を受けた場合、苦情の内容を正確に苦情処理受付簿に記入し、速やかに利用者宅を訪問する。

②苦情内容を確認し原因の把握に努めるとともに、今後の対応や予定を説明し了解を得る。

(2) 苦情処理フロー



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び国民健康保険連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

羽村市高齢福祉介護課	042-555-1111
瑞穂町高齢課高齢係	042-557-7623
福生市介護福祉課高齢福祉係	042-551-1751
青梅市健康福祉部高齢介護課	0428-22-1111

あきる野市高齢者支援課介護保険係	042-558-1111
奥多摩町福祉保健課地域支援係	0428-83-2777
国保連合会介護福祉部介護福祉課	03-6238-0178

8 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
(2) 当該事業所の従業者であつた者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
(3) 従業者は、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

9 事故発生時、緊急時の対応

サービス提供の過程において発生した利用者の通常と異なる状態の報告が提供事業者からあった場合は速やかに市町村(保険者)に報告します。また、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止を防ぐための対策を講じます。なお、当該事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。(当該事業所は株式会社東海日動パートナーズTOKIOと損害賠償保険契約を結んでおります)事業者はサービス事業者から連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

10 主治の医師及び医療機関との連携

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡を取らせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑におこなうことの目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いします。

(1)利用者の不測の入院時に際し、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳に、当該事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。また入院時にはご本人、ご家族から、当該事業所名および担当介護支援専門員の名前を伝えていただきますようお願いいたします。

11 利用者自身によるサービスの選択と同意

- (1)利用者が自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を求めることができます。
・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することは致しません。

12 高齢者虐待防止措置

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための指針を調整します。
(2)従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施していきます。
(3)虐待防止に関する責任者：管理者
(4)成年後見制度の利用を支援します。

- (5)サービス提供中に当該事業所従業者または擁護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを地域包括支援センター、市町村に報告します。

13 災害対策

有事の際に備え、事業継続計画を策定します。自然災害やシステム障害などの緊急事態が発生した際に業務を継続し、損害を最小限に抑えるための計画を立てていきます。

- (1)自発的に策定し、危機的な状況に遭遇した時に早期復旧を図ることを目的に計画します。
(2)大地震等の自然災害や感染症のまん延など及び大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶などにより事業継続不足の事態が生じても、重要な事業を中断させない、または、中断しても可能な限り短時間で復旧させるための方針、体制、手順を示した計画策定を行います。

14 身体拘束の適正化の推進

身体拘束等をおこなう場合には、様態、時間、利用者の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所 所在地 羽村市五ノ神1-8-5
名 称 株式会社 みとも商会
みとも居宅介護支援事業所
説明者 介護支援専門員

担当 _____

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____

TEL _____

家 族 住 所 _____
緊急連絡先 1. 氏 名 (続柄) _____

TEL _____

代 理 人 住 所 _____
緊急連絡先 2. 氏 名 (続柄) _____

TEL _____